

ミウラひかり電話サービス契約約款

第 1 章 総則

- 第 1 条 約款の適用
- 第 2 条 約款の変更
- 第 3 条 用語の定義
- 第 4 条 外国における取扱いの制限

第 2 章 ミウラひかり電話サービスの種類等

- 第 5 条 ミウラひかり電話サービスの提供
- 第 6 条 ミウラひかり電話サービスの種類等
- 第 7 条 提供区域

第 3 章 ミウラひかり電話契約

- 第 8 条 契約の単位
- 第 9 条 ミウラひかり電話契約申込の方法
- 第 10 条 ミウラひかり電話契約申込の承諾
- 第 11 条 契約者回線番号
- 第 12 条 プランの変更
- 第 13 条 契約者の氏名等の変更の届出
- 第 14 条 利用権の譲渡
- 第 15 条 ミウラひかり電話サービスの利用の一時中断
- 第 16 条 契約者が行うミウラひかり電話契約の解除
- 第 17 条 当社が行うミウラひかり電話契約の解除

第 4 章 機器の貸与

- 第 18 条 機器の貸与
- 第 19 条 機器の返還

第 5 章 付加サービス

- 第 20 条 付加サービスの提供
- 第 21 条 付加サービスの利用の一時中断

第 6 章 利用中止等

- 第 22 条 利用中止
- 第 23 条 利用停止

第 7 章 通信

- 第 24 条 通信の切断
- 第 25 条 通信利用の制限等
- 第 26 条 通信時間の制限
- 第 27 条 通信時間の測定等
- 第 28 条 国際通信の取扱い地域
- 第 29 条 契約者回線番号等通知

第 8 章 料金等

第 1 節 料金及び工事費

- 第 30 条 料金及び工事費
- 第 2 節 料金等の支払義務
- 第 31 条 基本料金の支払義務
- 第 32 条 通信料金の支払義務
- 第 33 条 手続き等に関する料金の支払義務
- 第 34 条 工事費の支払義務
- 第 3 節 料金の計算等
- 第 35 条 料金の計算等
- 第 4 節 割増金及び延滞利息
- 第 36 条 割増金
- 第 37 条 延滞利息

第 9 章 保守

- 第 38 条 当社の維持責任
- 第 39 条 契約者等の切分責任
- 第 40 条 修理又は復旧

第 10 章 損害賠償

- 第 41 条 責任の制限
- 第 42 条 免責

第 11 章 雑則

- 第 43 条 承諾の限界
- 第 44 条 利用に係る契約者の義務
- 第 45 条 利用上の制限
- 第 46 条 契約者の氏名の通知等
- 第 47 条 責任者登録
- 第 48 条 電話帳
- 第 49 条 番号案内

第 50 条 番号情報の提供

第 51 条 約款の掲示

第 52 条 合意管轄

第 53 条 準拠法

第 54 条 その他

料金表

通則

第 1 表 料金

第 2 表 工事費

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社ミウラ(以下、「当社」といいます。)は、このミウラひかり電話サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これによりミウラひかり電話サービス(当社がこの約款以外の提供条件により提供するものを除きます。)を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、当社又は西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といいます。)の事由等により、ミウラひかり電話サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 ミウラひかり電話サービスの提供条件の変更内容が、電気通信事業法施行規則(昭和60

年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22条の2の2第5項

第3号に該当する事項の変更又はミウラひかり電話サービスの一部若しくは全部の廃止となるときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	内容
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの
4 国際通信	通信のうち本邦と外国(インマルサットシステムに係る移動地球局(海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。)及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末(以下「特定衛星携帯端末」といいます。)を含みます。以下同じとします。)との間で行われるもの
5 通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
6 音声利用IP通信網	主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信(電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)に規定する電気通信番号(当社が別に定めるものに限り)を相互に用いて行うもの)の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じと

	します。)
7 音声利用 IP 通信網サービス	音声利用 IP 通信網を使用して行う電気通信サービス
8 NTT 西日本	西日本電信電話株式会社
9 ミウラひかりサービス	NTT 西日本の IP 通信網サービスのサービス卸(総務省が定める「NTT 西日本の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」に規定するものをいいます。以下同じとします。)を受けて、当社が提供する電気通信サービス
10 ミウラひかり契約	当社からミウラひかりサービスの提供を受けるための契約
11 ミウラひかり契約者	当社とミウラひかり契約を締結している者
12 IP 通信網サービス取扱所交換設備	NTT 西日本の事業所に設置される IP 通信網サービスに係る交換設備
13 ミウラひかり回線	ミウラひかり契約に基づいて IP 通信網サービス取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
14 ミウラひかり電話サービス	NTT 西日本の音声利用 IP 通信網サービスのサービス卸(総務省が定める「NTT 西日本の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」に規定するものをいいます。以下同じとします。)を受けて、当社がミウラひかり回線を利用して提供する電気通信サービス
15 ミウラひかり電話契約	当社からミウラひかり電話サービスの提供を受けるための契約
16 契約者	当社とミウラひかり電話契約を締結している者
17 利用回線	ミウラひかり契約者がミウラひかり回線を利用してミウラひかり電話契約に基づいて当社からミウラひかり電話サービスの提供を受けるための電気通信回線
18 利用回線等	(1) 利用回線 (2) NTT 西日本の音声利用 IP 通信網サービスで通信することが可能な電気通信サービスの契約者回線等
19 収容音声利用 IP 通信網 サービス取扱所	NTT 西日本によりその利用回線の収容される音声利用 IP 通信網サービス取扱所交換設備が設置されている NTT 西日本の事業所

(外国における取扱いの制限)

第4条 ミウラひかり電話サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通

信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第2章 ミウラひかり電話サービスの提供等

(ミウラひかり電話サービスの提供)

第5条 ミウラひかり電話サービスは、NTT 西日本から音声利用 IP 通信網サービスのサービス卸を受けた株式会社つうけんアドバンスシステムズからサービスの再卸を受けて、当社がミウラひかり回線を利用して提供する電気通信サービスです。

2 ミウラひかり電話サービスの提供条件の変更内容が、電気通信事業法施行規則(昭和60

年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更又はミウラひかり電話サービスの一部若しくは全部の廃止となるときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。ただし、ミウラひかり電話サービスは、NTT 西日本の事由等によりサービスの内容が予告なく変更されることがあります。

(ミウラひかり電話サービスの種類等)

第6条 ミウラひかり電話サービスには、料金表第1表第1(基本料金)に規定するプランがあります。

(提供区域)

第7条 提供区域は、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

西日本エリア

都道府県の区域
愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第3章 ミウラひかり電話契約

(契約の単位)

第8条 当社は、1の利用回線ごとに1のミウラひかり電話契約を締結します。この場合、契約者は、1のミウラひかり電話契約につき1人に限ります。

(ミウラひかり電話契約申込の方法)

第9条 ミウラひかり電話契約の申込みは、ミウラひかり契約者が行うことができます。

2 ミウラひかり電話契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。この場合において、ミウラひかり電話契約の申込みをする者は料金表第1-1（基本料金）に規定するプランのうち、1つを選択していただきます。ただし、利用回線等を設置する場所又はNTT西日本の電気通信設備の態様等により、選択できないプランがある場合があります。

(ミウラひかり電話契約申込の承諾)

第10条 当社は、ミウラひかり電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのミウラひかり電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) ミウラひかり電話契約の申込みをした者が、その利用回線に係るミウラひかり契約を締結しているものと同一のものとならないとき。
- (2) ミウラひかり電話契約の申込みをした者がミウラひかり電話サービスの料金その他の債務(この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) ミウラひかり電話契約の申込みをした者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務(当該約款に規定するものをいいます。)の支払いを現に怠っているとき。
- (4) 第44条(利用に係る契約者等の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (5) ミウラひかり電話サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (6) NTT西日本がそのミウラひかり電話契約の申込みを承諾しないとき。
- (7) 当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (8) その他当社が不相当と判断したとき。

(契約者回線番号)

第11条 契約者回線番号は、1の利用回線ごとに当社が定めます。

2 当社は、利用回線の移転等により契約者回線番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(プランの変更)

第12条 契約者は、当社が別に定めるところによりミウラひかり電話サービスのプランの変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 9 条(ミウラひかり電話契約申込の方法)及び第 10 条(ミウラひかり電話契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第 13 条 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。ただし、その変更があったにもかかわらず、当社に届出がないときは、第 11 条(契約者回線番号)、第 17 条(当社が行うミウラひかり電話契約の解除)、第 22 条(利用中止)及び第 23 条(利用停止)に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知を發したことをもってその通知を行ったものとみなします。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(利用権の譲渡)

第 14 条 ミウラひかり電話契約に係る利用権(契約者がミウラひかり電話契約に基づいて音声利用 IP 通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 ミウラひかり電話契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、譲渡人の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(ミウラひかり電話サービスの利用の一時中断)

第 15 条 当社は、契約者から請求があったときは、ミウラひかり電話サービスの利用一時中断(その契約者回線番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(契約者が行うミウラひかり電話契約の解除)

第 16 条 契約者は、ミウラひかり電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に対し当社所定の書面等、当社が定める方法により通知していただきます。

(当社が行うミウラひかり電話契約の解除)

第 17 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合に、そのミウラひかり電話契約を解除することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下同じとします。)

(2) ミウラひかり電話サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

(3) 第 14 条(利用権の譲渡)の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(4) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のミウラひかり電話サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務(当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(5) 第 44 条(利用に係る契約者等の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。

(6) 前 7 号のほか、この約款の規定に反する行為であってミウラひかり電話サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、第 23 条 (利用停止) 第 1 項の規定によりミウラひかり電話サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのミウラひかり電話契約を解除することがあります。

3 当社は、前 2 項の規定により、そのミウラひかり電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

4 当社は、前項の規定によるほか、当社が定める期日までに工事を完了できないときは、そのミウラひかり電話契約を解除します。

5 当社は、前 4 項の規定によるほか、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後そのミウラひかり電話契約に係るミウラひかり電話サービスが利用されないものと認めたときは、死亡の事実を確認した日をもってそのミウラひかり電話契約を解除するものとします。

第4章 機器の貸与

(機器の貸与)

第18条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表第1表第1（基本料金）に定めるところにより機器を貸与します。ただし、その機器の貸与が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その機器を貸与できないことがあります。

(機器の返還)

第19条 当社の機器の貸与を受けている契約者は、機器の返還を当社に申し出た場合のほか、次の場合には、その機器を当社が指定する場所へ当社が定める期日までに速やかに返還していただきます。

- (1) そのミウラひかり電話契約の解除があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。
- (2) その他ミウラひかり電話契約の内容の変更に伴い、そのミウラひかり電話契約に係る機器を利用しなくなったとき。

第5章 付加サービス

(付加サービスの提供)

第20条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表第1表第1（基本料金）に定めるところにより付加サービスを提供します。ただし、その付加サービスの提供が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加サービスを提供できないことがあります。

(付加サービスの利用の一時中断)

第21条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加サービスの利用の一時中断（その付加サービスに係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第6章 利用中止等

(利用中止)

第22条 当社は、次の場合には、ミウラひかり電話サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は NTT 西日本の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第25条（通信利用の制限等）の規定により、ミウラひかり電話サービスの利用を中止するとき。
- (3) 利用回線に係る電気通信サービスの利用中止を行ったとき。

2 当社は、前項の規定によりミウラひかり電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社が指定するホームページにおいてお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合又は NTT 西日本からの請求によるものである場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（ミウラひかり電話サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったミウラひかり電話サービスに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのミウラひかり電話サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) ミウラひかり電話サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 第13条（契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実を反することが判明したとき。
- (4) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のミウラひかり電話サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務（当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) 第44条（利用に係る契約者の義務）又は第45条（利用上の制限）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6) 前5号のほか、この約款の規定に反する行為であってミウラひかり電話サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項第1号から第5号の規定によりミウラひかり電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、本条第1項第5号により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第7章 通信

(通信の切断)

第24条 通信は、NTT西日本が気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条第2項の規定による警報事項を通知するにあたり必要がある場合に切断されることがあります。

(通信利用の制限等)

第25条 ミウラひかり電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うための措置は、NTT西日本の定めるところによります。

2 ミウラひかり電話サービスの契約者回線に接続する自営端末設備によっては、ミウラひかりサービスの一部が利用できない場合があります。

(通信時間等の制限)

第26条 前2条の規定による場合のほか、通信が著しくふくそうするときは、NTT西日本が通信時間又は特定の地域の利用回線等への通信の利用を制限することがあります。

(通信時間の測定等)

第27条 通信時間の測定等については、料金表第1表第2（通信料金）に定めるところによります。

(国際通信の取扱い地域)

第28条 国際通信の取扱い地域は、料金表第1表第2（通信料金）に定めるところによります。

(契約者回線番号等通知)

第29条 利用回線から利用回線等への通信については、その利用回線に係る契約者の契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知します。ただし、次の通信については、この限りではありません。

- (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
- (2) 契約者回線番号非通知（契約者の請求により、利用回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の利用回線等へ通知しないことをいいます。）の扱いを受けている利用回線から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）

(3) その他当社が別に定める通信

2 第1項の規定により、その利用回線の契約者回線番号を着信先の利用回線等へ通知しない扱いとした通信については、着信先の利用回線等が当社が別に定める付加サービスを利用している場合はその通信が制限されます。

3 当社は、前2項にかかわらず、利用回線から、電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者の契約者回線番号、氏名又は名称及び利用回線に係る終端の場所を、その着信先の機関

へ通知することがあります。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

4 当社は、前3項の規定により、契約者回線番号等を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注1) 本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。

(注2) 本条第2項に規定する当社が別に定める付加サービスは、発信電話番号通知要請機能とします。

(注3) 契約者は、本条の規定等により通知を受けた契約者回線番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

第8章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第30条 当社が提供するミウラひかり電話サービスの料金は、基本料金、通信料金及び手続き等に関する料金に関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供するミウラひかり電話サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事費）に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する基本料金は、当社が提供するミウラひかり電話サービスの態様に応じて、基本使用料、機器使用料、付加サービス利用料及びユニバーサルサービス料に関する料金を合算したものとします。

また振込手数料については、お客様のご負担とします

第2節 料金等の支払義務

(基本料金の支払義務)

第31条 契約者は、ミウラひかり電話サービスの提供開始日（付加サービスについてはその提供を開始した日、機器の貸与については機器の貸与を開始した日）から起算してミウラひかり電話契約の解除があった日の前日（付加サービスについてはその廃止があった日、機器の貸与については機器の貸与の廃止があった日）までの期間（提供開始日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1（基本料金）に規定する料金（以下「基本料金」といいます。）の支払いを要します。ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用停止等によりミウラひかり電話サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要しません。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ミウラひかり電話サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのミウラひかり電話サービスを全く利用できない状態（ミウラひかり電話契約に係る電気通信設備による全ての通信に支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのミウラひかり電話サービスについての料

<p>2 利用回線の移転等に伴って、ミウラひかり電話サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。 (契約者の都合により、ミウラひかり電話サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのミウラひかり電話サービスについての料金</p>
--	--

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(通信料金の支払義務)

第32条 契約者は、利用回線から利用回線等へ行った通信（その利用回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。）について、当社が測定した通信時間と料金表第1表第2（通信料金）の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

2 相互接続通信（NTT 西日本と相互接続協定を締結した事業者（以下「協定事業者」といいます。）の電気通信サービスに係る契約者回線等との通信をいいます。）の料金の支払義務については、前2項の規定にかかわらず、契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

3 前2項の規定にかかわらず、付加サービスを利用して行った通信の通信料金について、料金表第1表第1（基本料金）又は同表第2（通信料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

4 契約者は、通信の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第2（通信料金）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(手続き等に関する料金の支払義務)

第33条 契約者は、ミウラひかり電話サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3（手続き等に関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、そのミウラひかり電話サービスに係る工事の着手前にミウラひかり電話契約の解除があったとき、又は手続きの着手前にその請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2 契約者は、NTT 西日本の発行する電話帳について重複掲載をしたときは、料金表第1表第3（手続き等に関する料金）に規定する重複掲載料の支払いを要します。

3 契約者は、契約者回線から番号案内を利用したときは、料金表第1表第3（手続き等に関する料金）に規定する番号案内料の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第34条 契約者は、ミウラひかり電話サービスに係る契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にミウラひかり電話契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

3 契約者は、NTT西日本の契約約款に規定する音声利用IP通信網サービスの転用により、新たに当社とミウラひかり電話契約を締結した場合であって、当社に引き継がれた分割支払金の残余の期間の債務(NTT西日本が定める契約約款に規定するものをいいます。以下、この契約約款において「工事費残債」といいます。)があるときは、その工事費残債の支払いを要します。この場合において、当社は、その工事費残債を当社が定める方法により一括して請求します。

4 前項の適用を受ける契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、工事費残債について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1) そのミウラひかり電話契約の解除があったとき(当社が別に定めるときを除きます。)

(2) 次のいずれかに該当する場合であって、契約者が工事費残債の支払いを怠るおそれがあると当社が認めたとき。

① 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。

② 差押、仮差押、保差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。

③ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申立てがあったとき。

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第35条 料金及び工事費の計算方法、料金及び工事費の支払方法並びに料金その他の取扱いは、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第36条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあつては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払って

たきます。

(延滞利息)

第 37 条 契約者は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第9章 保守

(当社の維持責任)

第38条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

(契約者等の切分責任)

第39条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が利用回線に接続されている場合であって、利用回線その他当社又はNTT西日本の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社が係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧)

第40条 当社は、当社が設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 前項の規定によるほか、NTT西日本が設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合、NTT西日本がその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、その修理又は復旧の順位等については、NTT西日本の定めるところによります。

3 前項の場合において、電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した利用回線について、暫定的に収容音声利用IP通信網サービス取扱所又はその経路が変更されることがあります。

第 10 章 損害賠償

(責任の制限)

第 41 条 当社は、ミウラひかり電話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのミウラひかり電話サービスが全く利用できない状態（ミウラひかり電話契約に係る電気通信設備による全ての通信に支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、ミウラひかり電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのミウラひかり電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 料金表第 1 表に規定する基本料金

(2) 料金表第 1 表に規定する通信料金（ミウラひかり電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通信料金（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 当社の故意又は重大な過失によりミウラひかり電話サービスの提供をしなかったときは、前 3 項の規定は適用しません。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、付加サービスに係る損害賠償の取扱いに関し料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（注 1）本条第 2 項第 2 号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、ミウラひかり電話サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における 1 日当たりの平均通信料金とします。

（注 2）本条第 2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第 42 条 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第 11 章 雑則

(承諾の限界)

第 43 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社、NTT 西日本の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第 44 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に利用回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換又は音声利用 IP 通信網サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備若しくは第 18 条（機器の貸与）の規定により当社が貸与した機器を亡失、き損又は当社が定める期日までに返却しなかったときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要となる費用を支払っていただきます。この場合において、当社は、その必要な費用の請求を、当社が提供する電気通信サービスの料金に合算して請求する場合があります。

(利用上の制限)

第 45 条 当社は、契約者が、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信を外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させることを禁じます。

方式	概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

(契約者の氏名の通知等)

第 46 条 契約者は、NTT 西日本又は協定事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、その NTT 西日本又は協定事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 契約者は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託によりミウラひかりサービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

(責任者登録)

第47条 契約者は、当社が定める方法により、設置場所住所における工事立ち合い等の責任者の登録（以下「責任者登録」といいます。）を行っていただきます。この場合において、責任者登録により当社に登録される者（以下「登録責任者」といいます。）の情報は、登録責任者の氏名及び設置場所住所とします。

2 契約者は、当社がミウラひかり電話サービスに係る案内等を、当社が定める方法により、登録責任者へ通知する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

3 契約者は、その契約者以外の者を責任者登録するときは、契約者からの申出により責任者登録又は登録責任者の変更が行われることについてあらかじめ登録責任者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社は契約者が登録責任者の承諾を得ていないことに起因する損害について、一切の責任を負いません。

4 契約者は、登録責任者の変更があった場合は、そのことを速やかに当社に申し出ていただきます。

5 当社は、契約者から登録責任者の変更の申出があったときは、その申出を責任者登録の申出とみなして、第1項から第3項の規定を適用します。

(電話帳)

第48条 当社は、契約者から請求があった場合、NTT西日本の発行する電話帳を配布します。

2 契約者は、前項の電話帳に契約者の氏名等を掲載することを請求することができます。

(番号案内)

第49条 当社は、当社が付与した契約者回線番号又は契約者回線番号以外の番号の案内（以下「番号案内」といいます。）を行います。ただし、NTT西日本の発行する電話帳に掲載がないもの（契約者から案内を行ってほしい旨の請求があるものを除きます。）については、番号案内は行いません。

(番号情報の提供)

第50条 契約者は、当社が、当社の番号情報（電話帳掲載又は番号案内に必要な情報を行います。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するためにNTT西日本が設置するデータベース設備を行います。以下この条において同じとします。）に登録することについて、同意していただきます。

2 前項の規定により登録した番号情報は、NTT西日本及び電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等に提供されます。

(約款の掲示)

第51条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。

(合意管轄)

第52条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第 53 条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(その他)

第 54 条 ミウラひかり電話契約の解除があった場合の料金の支払いその他の契約者の義務については、なお従前のおりとします。